

内部監査報告書

確 認	確 認	受 付	被監査部課		内部監査チーム		
作 成 日	平成 29 年 7 月 27 日		被 監 査 課		観光課		
監 査 日 時	平成 29 年 7 月 27 日 13 時 00 分～14 時 30 分		被 監 査 者		松尾 聡		
内部監査員 氏 名	飯島 剛 野牧 克之		相互内部監査員 所属及び氏名		商工会議所 鷺津 一彦 同上 越高 靖子		
指摘区分	章番号	指摘の内容					
マニュアル 7.1 賞賛事項	4・3・1	様式 431-3 (4/9) エコツーリズムの推進事業において、地域観光コースの作成で四季を通して実施されたこと、また場所の特性を活かしたイベントを実施されたことは、環境方針である自然を活かした取組に資するものであり評価できる。これからも飯田らしさのある本物の自然と文化を活かしたエコツーリズムを推進していただきたい。					
マニュアル 7.2 改善の機会	①是正処置を要する改善の機会（不適合） → 様式9-4「改善の機会対策報告書」作成 ②被監査課に対する改善の提案 → 様式9-4作成不要						
①是正処置を要する改善の機会（不適合） ・是正処置は監査日から2か月以内に完了		なし					
②被監査課に対する改善の提案		【改善提案に対する処理状況は、翌年度の内部監査で確認します。】 なし					
マニュアル 7.3 気づき事項 (軽微な文書上の不備等)		【気づき事項に対する処理状況は、翌年度の内部監査で確認します。】 なし					

マニュアル7.4 システム提案 (事務局への提案、具体的な解決方法を含む)		・被監査課は複数の施設を管理しているが、施設によって順守義務の記載の有無が生じている。マニュアル 6.1.3-2.2(1)(4)に従えば、施設管理事務における順守義務は施設の規模の違いはあっても、基本的には同一の判断になる筈である。こうした齟齬は、6.1.3-2.2(1)によって作成された一覧において、施設管理業務と行政処分行為業務とが混同されていることや、本庁舎に配置されているサイト(課)を想定した内容となっていることから、生じているのではないかと考えられる。ISO14001 規格の考え方や要求事項に則して、考え方を整理し、必要な見直しを行う必要がある。 ・様式4・6-2・事務事業進行管理表からでは、飯田市地球温暖化防止実行計画に定める削減状況が分からず、環境マネジメントシステムの取組が見えてこない。すなわち、環境影響の少ない事務事業や、事務事業の目的や内容が環境の保護や改善等に関するものでない場合には、環境目標は定着事項ということになり、様式4の2「順守義務」、3「リスクと機会」は『なし』という評価結果になるとともに、事務事業進行管理表の(環境ISO管理)は空欄になる。これでは、飯田市役所が全庁あげてEMSに取り組んでいることが、外部に確信されない怖れが大きい。定着事項であってもPDCAによる不断の職員個々の実践と改善が必要であろう。市民に、市役所の取組状況が伝わるような工夫が欲しい。		
その他の 特記事項				
市民協働 環境部長 処理欄	賞賛事項の水平展開 要 否 ☒	指 示 	確 認 	

【注】 1 内部監査員は、監査実施後7日以内にチームリーダーに報告します。
 2 この環境記録は、市民協働環境部長、事務局の確認後、各課で保管します。